

経済情勢の悪化を踏まえた 特別相談窓口設置のご案内

経済情勢の悪化等の影響により、非正規労働者を中心に雇用調整の対象とされ解雇や雇止めが行われている状況がみられ、労働者を取り巻く状況は今後一段と厳しさを増すことが予想されます。

北海道労働局では、現下の経済情勢から生じる様々な労働条件や労務管理についての相談に対応するため、労働条件特別相談窓口を総務部企画室、各総合労働相談コーナー、労働基準監督署に設置しました。是非ご利用ください。

[総合労働相談コーナー一覧](#)
[労働基準監督署一覧](#)

解雇について

- 労働契約法では**解雇には合理的理由がなければ無効**とされています。
- 整理解雇では、①解雇の必要があるのか、②解雇以外の方法はないのか、③人選は適正か、④話し合いを尽くしたか、が問われます。
- 労働契約法では、有期労働契約は、**やむを得ない事由がある場合でなければ**、その契約期間が終了するまでの間、**解雇することはできない**とされています。

[労働契約法のポイント](#)

雇止めについて

- 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が定められており、有期労働契約を更新しない場合には、**30日以上前に予告すること**とされています（3回以上の更新又は1年を超えて継続雇用されている場合等）。

[厳しい経済情勢下での労務管理のポイント](#)

[有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について](#)